

1 番 通告3番、1番議員、鈴木磯美です。

質問に先立ちまして、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、国の方針とはいえ、急な要請に対し、迅速に対応された町長を初め、町職員、教育関係者等の方々にこの場をかりて御礼申し上げます。

これからも継続して大切な時期となります。さらなる適切な対応をお願いいたします。

さて、本題に入ります。大きな一つ目として、近年、全国的に少子高齢化が急速に進み、後継者がいない世帯が増え、結果、空家になったり、また住宅地の中に管理が不十分な空き地が増えているのが現状であります。放置すれば倒壊などの危険性がある、特定空家となり、住環境や景観の悪化、火災や防犯上の危険も危惧されます。

当町においても同様の現状があると考え、以下のことを伺います。

- (1) 大井町の現在の空き家の現状は。
- (2) 空き家の把握方法は。
- (3) 空き店舗を含む空き家対策は。
- (4) 住宅地において雑草や枯草が繁茂している空き地の把握と対策は。

次いで、大きな二つ目として、消防団は、日ごろの訓練や研修等を重ね、有事の際に素早く対応できるよう組織の充実・強化を図っています。

昨年の台風19号では、その機動力が発揮され、被害が軽減されたことは周知の事実であり、地域住民の安心、安全にはなくてはならないものと考えます。しかし、近年その団員確保が難しい現状にあります。

そこで、以下のことを伺います。

- (1) 消防団の再編を考えているか。
- (2) 消防団員の定年延長については。

以上、登壇での質問といたします。

町 長 通告3番、鈴木磯美議員からいただきました御質問、大きな項目1番の「空き家・空き地の対策について」御回答させていただきます。質問に対する回答は、先ほどの田村議員への回答と重複する部分がありますことを御承知おきください。

まず1点目「空き家の現状は」及び2点目「空き家の把握方法は」につい

て、あわせて回答させていただきます。

本町における空家の状況について、今年度、空家等実態調査を実施したところ、空家と思われる一戸建ての住宅は75件ありました。

この空家等実態調査は、「空家等対策計画」で対象となる、店舗兼住宅を含む一戸建て住宅について、自治会の皆様に協力をいただいて空家と思われる物件の情報を挙げていただき、「空家等対策検討プロジェクト会議」のメンバーが現地調査等を行ったものでございます。現地調査の手法は、物件の敷地に立ち入らない範囲で、外観目視により、その損耗ぐあいや雑草等の繁茂の状況等をチェックしたもので、個人宅にかかる調査であることから、宅地内の詳細な状況については確認できない点を御理解願います。

調査結果に基づき、対象建物の状態を点数化し、利活用空家、修繕利用空家、管理不全空家として三つに分類いたしました。

三つの分類に当たっては、他市町の事例を参考に、外観上の家屋の損耗ぐあいや雑草等の繁茂の状況、害虫や悪臭の発生の有無などを積み上げ式で点数化し、その点数に家屋の建築年数による補正をかけ、点数が15点以下の空家等を利活用空家、50点以上の空家等を管理不全空家とし、その間の点数の空家等を修繕利用空家として整理しております。

その結果、利活用空家が43件、修繕利用空家が25件、管理不全空家が5件、現地調査には行ったものの、家屋の状態が確認できない判定不能物件が2件でありました。

なお、前回、平成27年度に実施した調査結果では、空家等と判断された物件は72件でした。このことから、現時点では、空家の総数としては大きく変動はしていないものと考えております。

ただし、今後のさらなる少子高齢化の進展に伴い、空家の増加は当然に想定される問題であります。また、今回の調査で管理不全空家となった空家等については、今後の動向に特に注視し、適切な助言や情報提供を実施するとともに、空家等の所有者等がその管理責任を全うしない場合においては、対象物件が「特定空家等」として判断され、法に基づく指導等の措置を講ずる必要性が生じる可能性もございます。こういった事態に向け、現在策定中の「空家等対策計画」に基づき、空家対策の推進に努めてまいります。

続きまして、3点目の「空き店舗を含む空き家対策は」との御質問ですが、「空家等対策計画」に基づく空家対策としては、適正管理の促進と利活用の促進の2本柱で進めていく考えでおります。

適正管理の促進としては、所有者等による空家等の適切な管理の促進を図るため、必要な情報の提供や助言等を行ってまいります。先ほど御説明した空家の三つの分類のうち、管理不全空家が主な対象と考えております。空家等の所有者等が管理責任を全うしない場合においては、対象物件が「特定空家等」として判断され、法に基づく指導等の措置を講ずる必要性が生じる可能性もございます。

利活用の促進としては、不動産会社との連携として、宅地建物取引業協会と空家の利活用に係る協定の締結に向けて協議しているところであり、協定の締結により、空家の利活用に向けた連携・相談体制を構築し、空家の市場化・流通の促進を図ります。三つの分類のうち、利活用空家と修繕利用空家の二つの分類の空家がこちらの対象になるものと想定しており、所有者等の意向を踏まえて、県西空き家バンクへの掲載などにより、利活用につなげていきたいと考えております。

また、この利活用に向けた取り組みについては、協定の中に空き店舗の利活用についても盛り込み、民間の活力による利活用の促進を図りたいと考えております。

本町の空き店舗の状況につきましては、目視での調査により、現在、「空家等対策計画」の対象空家を除き、32件の物件を把握しているところであります。空き店舗の推移までは把握できておりませんが、町内の事業者数が減少している状況から、空き店舗は増加傾向にあると推測するところであります。

このような状況の中、空き店舗の活用を促進し、町のにぎわいの創出や、地域経済の発展につなげるため、平成29年4月1日より大井町空き店舗対策補助金交付制度を施行しているところであります。

本制度は、一定の条件を満たした事業者に対し、店舗の賃借料の一部について、6カ月を限度として補助金を交付するものですが、制度施行以来、実績がないのが現状であります。

人口減少・少子高齢化が進み、事業承継問題や担い手不足により、今後、空き店舗が増えることが懸念される中、町ににぎわいが創出され、町が元気になるためには商工業の発展は欠かせないものと考えます。

また、町民の皆様の住環境の確保、利便性の向上等を考えた上でも、空き店舗対策の推進は重要な施策であると考えます。しかしながら、実績がない状況もありますので、商工会、不動産会社としっかりと連携をとった中で、制度の周知を図るとともに、補助内容の見直しや商工会が実施するほかの支援制度との連携のもと、より利用しやすい制度としてつくり上げていく必要があると考えております。

次に、4点目の「住宅地において、雑草や枯草が繁茂している空き地の把握と対策は」ですが、現在町において、御質問のような不適切管理の空き地にかかる状況把握等の調査は特段実施してございませんが、住民からの相談などにより、空き地に限らず空家の庭先などを含むものとして把握しているものはございます。原則的に民有地の管理はその所有者、または管理者などの責任において行うべきものであり、またそのような不適切管理の空き地に起因する民有地間の問題については、当事者間で解決すべき問題であるため、行政として積極的な介入は行っていないところでございます。ただし、民有地からの樹木の枝葉や草等が公道上に越境し、交通上支障がある場合においては、例えば町道であれば、道路管理者として町から所有者に対し、適正に管理をしていただくよう通知する場合もございます。

しかしながら、鈴木議員御指摘のとおり、枯草等の繁茂した空き地が住宅地内に存在すると、火災発生の原因となったり、また鳥獣類が住み着くことによるふん尿被害などで、近隣住民の衛生環境の悪化を招く場合もあると考えられます。現在、そのような不適切管理の空き地に関する苦情や相談等が寄せられた際には、当事者同士の意思疎通が可能な場合には、直接お話をさせていただくこととしておりますが、所有者不明や当事者間に何らかのトラブル等がある場合には、現地の状況を確認した上で、所有者に対し直接訪問、または通知により、適正管理のお願いをしております。このような対策を実施しておりますが、不適切管理の空き地の状況はさまざまであり、画一的な対応では一時的な解決にしかならないため、個々の状況に応じ、行政として

対応できる範囲で、よりよい状況へ誘導するようにしております。

次に、大きな項目2点目の「消防団の充実・強化について」ですが、御承知のとおり、消防団はふだんは本業の仕事を持ちながら、火災における消火活動はもとより、近年全国各地で被害が発生している台風や豪雨による風水害、さらには大規模地震といった自然災害に機動部隊として情報収集や消防署員と連携しながら、救助活動、避難誘導等を行うことの重要な役割を担っております。また、火災予防の広報啓発活動、発災時に備えた訓練など、平時にあっても、地域の安全・安心を守るために、日夜、精力的に活動しているところでございます。

本町においても、今年の台風19号にあっては、全8個分団が嵐の中を出動し、それぞれの管轄区域の警戒に当たっていただきました。これらのように消防団は地域に密着した活動を続けており、町としても、地域としても必要不可欠な存在であると考えております。

しかしながら、消防団員の減少は全国的に大きな問題となっており、本町でも自治会の方々が団員の確保に尽力されておりますが、条例定数143名に対し、現時点の実人員は126名と、17名が欠員という状況になっております。こうした状況から、1点目の御質問にありますように、分団の統廃合といった消防団の再編についても、消防団員のなり手不足の解消に向けた一つの選択肢とすることはやむを得ないと考えるところでございます。

しかしながら、先の台風19号で消防団が警戒に当たったように、仮に町内全域が警戒対象となった場合、分団の数が減少すれば、それだけ対応力が減ってしまうばかりか、統合後の分団にあっては、広い管轄区域をカバーするために、大きな負担を負うこととなります。

また、統廃合により、分団がなくなった地域においては、災害発生時に地域が孤立した場合、消防団や常備消防などの外部からの対応が困難となるため、有事における地域の消防力が低下するおそれがあります。これら消防団の特性である地域密着性、災害時の即時対応力の観点から、現時点では消防団の再編を具体的に進めていく考えはございませんが、消防団と地域を取り巻く現状と課題は常に変化しており、消防活動を円滑に行うため、また地域の消防力を維持するためには、今後どのような消防団組織のあり方が最も有

効なのか、引き続き検証していく考えであります。

2点目の「消防団員の定年延長について」でございますが、そもそも消防団組織のあり方を検討していく過程で、定年制があらゆるところで制約となってしまう状況があり、特に消防団員として年齢的要件を満たす対象が少ない地域にあっては、非常に厳しい条件であると感じております。消防団員は居住している地域の人々や事情に通じているということ、地域密着性からすると、地域に住む方や勤める方が消防団員となるのが一番望ましく、地域によっては定年により退団してしまう団員の希少性を訴える声も聞かれ、定年の延長または廃止について検討する必要があるのではないかと考えております。いずれにしましても、この定年制度の見直しは現役分団員にも多大な影響を及ぼすものでありますし、消防団組織のあり方を検討する上で、一つの大きな柱であると認識しておりますので、消防団本団や分団の意見を丁寧に聞き取るとともに、時代に即した消防団組織を構築するためには、まず何から変えていく必要があるのかをしっかりと見きわめ、検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 1 番 御答弁いただきましたので、御答弁に沿って再質問をさせていただきます。午前中の同僚議員の空家対策のところもありますので、重複するところは割愛させていただきますけれども、まず27年に特措法で空家対策のができて、そのときに自治会長を中心に1回目の調査、今年度、昨年の7月かな、自治会長をまた通じて2度目の空家の調査を踏まえた中で、先ほど御答弁いただいたような数字が答弁として出てきていると思いますけれども、それで間違いないでしょうか。

企画財政課長 議員おっしゃるとおりですけれども、9月にプロジェクトの会議で、現地調査を行わせていただきました。その結果をもとに、年末までにアンケート調査をまとめたところでございます。ですので、その後、場合によったら空家が増えている可能性もございますけれども、現状としては、今回行った調査結果が大井町の現状として捉えていただいて結構だと考えます。

以上です。

- 1 番 先ほど町長答弁の中で、三つの分類とか等ありましたけれども、空家の中で

も、午前中の「特定空家等」とは別に、二次的住宅とか賃貸売却用住宅以外のその他の住宅、そこが先ほどの75件という解釈でよろしいですね。

そういうことを前提といたしまして、その中で先ほど特定空家はないと、午前中の同僚議員の質問で特定空家はないと、先ほど町長のほうから丁寧な御説明、もう一度読みます。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、またはもしくは衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の保全を図るために放置することが不適切であるという状態にあると認められるものは、空家の中でも「特定空家等」と。これは今現在大井町ではないという形ではありますが、さっきの管理不全約5件あるという御答弁いただきましたけれども、これはほとんど予備軍、特定空家となるという形になると思うのですけれども、先ほどの午前中の同僚議員の答弁の中に、もちろんそこは民地なので、所有者、管理者が原則的には全部やるのが順番的にはなるんですけれども。先ほどは逗子の件を挙げられましたけれども、去年の12月の新聞紙上でも神奈川県下では横須賀市、多分この1月には厚木市が代執行により、その特定空家の倒壊を進めている現状であると。先ほども答弁の中にありましたけれども、最悪どうしても時には、そこまでの手順があるという形ではありますが、今町が進めている大井町の空家等対策計画、その中にまた盛り込まれていくという解釈でよろしいでしょうか。

企画財政課長

先ほどの答弁とちょっと重なる部分もございますけれども、今現在「特定空家等」に該当すると言いますか、「特定空家等」と判定されている物件はないというふうでございまして、「特定空家等」に近い状態、あるいは特定空家に考えられるような状態と、そのような空家は5件ほどございます。それは、今現在は管理不全空家というふうに呼ばせていただいておりますけれども、今後はまずその5件について、空家等対策計画が施行された後に、まずは法第12条における情報の提供、それから助言、その辺ですね。それを丁寧に進めた中で、その後5件の空家の所有者等を、その方々の動向によりますけれども、場合によってはその後法第14条による措置、いわゆる指導、勧告、命令、代執行とありますけれども、そういった方向につながっていく可能性は残されてございます。状況によってはですけれども、全国的な状況

を見ますと、ほぼ「特定空家等」を指定した後であっても、最初の指導の段階でほとんどの案件が解決に向かっているというところがございます、最終的には代執行というのがございますけれども、恐らく委員がおっしゃったのは略式代執行のほうかなというふうに思われます。行政代執行というのは、全国的に見ても非常に少ない案件でございます、ニュースになるような案件でございますので、県内で散見されているのは略式のほうかなと思います。大井町内の案件につきましても、そこまでいく可能性がないとは言えませんけれども、まずは、第12条による情報提供、それから助言から丁寧に進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

- 1 番 御答弁ありがとうございます。その中で、「(1) 空き家の現状」等は、その中で把握されると思います。把握方法の中にも、先ほどもありましたけれども、大井町の庁舎の中に空家等対策検討プロジェクト会議、こういったものが、勉強不足で申しわけない、どういうあれであるかわかりませんが、先ほど町長の答弁で同僚議員の中では、関係機関、県とか、消防、警察とかの中で、調整の中でとありますけれども、プロジェクトの中にある町内の庁舎内、役場の中でもいろいろな連携を図って、防災安全室とか税務課とか介護福祉とか、いろいろなところが連携する事案があると思いますけれども、その中の動きとすれば、昨年調査を行ったというところは、企画経済が担当窓口ですけれども、含めてその後、いろいろな観点から町内の調査をさせたということよろしいでしょうか。

企画財政課長 まずプロジェクト会議でございますけれども、町内の関係課が集まっている会議でございます。具体的に申しますと、まず企画財政課、それから総務安全課、防災安全室、町民課、税務課、生活環境課、都市整備課。この各課長の7名によって、プロジェクトチームを組んでございます。まず、第1回は昨年の6月に開催をさせていただきまして、そのときは今年度中に空家等対策計画の策定に取り組んでいくということを決めた場面でございます。その後、先ほども申し上げましたが、9月に調査を始めました。9月10月でそのメンバーによって、調査を行ったところでございます。3回目は12月に会議を開催しまして、空家等対策計画の素案について、皆さんにもんでいた



だいたというような状況でございまして、今後、空家等対策計画が執行された後は、またそのプロジェクトチームの皆さんとともに、計画に沿った中で協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 1 番 4月以降は課の再編もあるので、新たに加わってくる課もあるかと思えますけれども、その中を含めて、いろいろ空家対策、庁舎一丸となってやっていただきたい。先ほども言ったとおり、大井町の人口、世帯数、国勢調査の結果、ちょっと見ると22年度を最高に徐々に減ってきている、人口も。微増している年度もあるんですけども、調査の中ではどんどん減ってきていると。先ほど町長答弁でもありましたけれども、少子高齢化が進んでなおかつ高齢者の単身世帯だけ、独居老人みたいな形。高齢者夫婦だけの世帯が空家等の予備軍になってくるのではないかなと思いますと、逆に担当課は企画経済ではなくて、介護福祉とかいるところに移ってくるのかなと。その辺の相談とか、窓口とか含めて、いろいろ今後空家等の対策実施計画の中に網羅されていけばいいのかなと思いますけれども。

時間の関係で、その後、空家の中で個人が所有するものに対しては、個人からの相談に対しては、何件か相談に来た人の話を聞いているのですがけれども、対応窓口がどこか、勉強不足ですみません。どこに相談へ行ったのか聴取できていませんけれども、先ほどもありましたけれども、町に相談に来ると、逆に業者を紹介されて、その算定のもとに、修繕空家ですか、こういうところを直したら貸し手がつきますよとかというのは、不動産業者さんが来て算定されていると。そこの予算もないので、置いておくと。もう2番、3番にいつていますけれど、2番になりますけれども、空家の把握方法、それから空家対策になりますけれども、いろいろな調査方法としては、例えば、税務課関係で税金から追っかけていく。水道契約の中から追いかけていく。一番有効なのは、自治会を通じての情報提供と思いますが、そういう形で相談された人たちからも聞くと、業者を紹介されている。その回答が、そういうお金を払わないと、修繕空家にならないという形で、やらないのだというところも多いのですが、窓口的なところは、一括で大井町としては、どこがそういう窓口を受けているのですか。

企画財政課長 一義的には、まとめとして企画財政課が相談窓口になってはございます。ただ、案件によっては、例えば宅内の草木の繁茂状況ですとか、あるいは草木が公道のほうに出ているとか、そういった場合の苦情等につきましては、原課のほうで対応している案件もございますけれども、それをまとめた中で、全体的な窓口としては企画財政課になります。

以上です。

- 1 番 わかりました。今言った枯草繁茂地等の関係に移りますけれども、今、広域消防で小田原消防と連携していると思いますが、防災安全室のほうで、枯草繁茂地、以前のことを言ったら、みんな笑うんでしょうけれども、昔の私たちが現役のころは、町と連携して今まさに火災予防運動期間中、空気が乾燥して、たばこの投げ捨て等で火災の危険もある時期で、いろいろな調査、消防団のさっき活用もありましたけれども、消防団の中での調査とか、いろいろやった経緯の中で、その辺の所有者に対して粘り強く、刈ってくださいとか、草刈りしてくださいという指導等を行ってきたという経緯は、以前はあったのですが現在はどんな状況でしょうか。

防災安全室長 議員今お話しの、そういった広域消防の関係で、消防署のほうから直接防災安全室のほうに、そういった投げかけ等は現時点ではございません。ただ、先ほども空家の関係で空家等対策検討プロジェクト会議、こちらが組織されてまして、私も会議のメンバーというふうになっているようなところから、現地調査、そういったところがメンバーでなされたわけなんですけれども、手分けして実際に現場を見たようなところで、そういったところについては、私も状況が把握できているというふうなところで、防犯、もしくはそういった火災の危惧、そういったところへ活用と言いましょうか、注意喚起を図っているようなことにはなろうかと思っております。そういったところの庁舎内の横横断的な情報のやりとり、そういったものをうまく活用して、今後も、火災が起きないような取り組み等につなげていければなというふうに思っております。

以上でございます。

- 1 番 空家については最後の質問になりますが、今民間の人たちが管理しているということですがけれども、あれにはないのですけれども、町が管理する町営住

宅、今私は確認している限りでは、例えば下山田にあります大縄住宅等で空家等が発生していると思いますが、今年度の予算の中にも、その処理の予算は入っていますけれども、外観上見た中では、数棟あるのですけれども、中には便宜的に町の資機材を入れてある空家というか、住宅もあるのですけれども、町としては、今後新たに入ってこないような、老朽化したそういう町営住宅の方向性として、最後に一つお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

介護福祉課長 町営住宅を管轄しておりますので、お答えいたします。下山田の大縄住宅に関しましては、退去者が出ましたら取り壊すという方針であります。

以上です。

1 番 わかりました。適切に処置していただきたいと思います。

次に、消防団の質問に移ります。大井町の消防団も町政ができた、昭和31年の5月から組織されて、今日まで至っております。その間私が確認した中では、4回の再編を経て、現在に至っております。これは、文書に36年、38年、49年、平成18年とあるのですけれども、これはいろいろな資機材、今までは手引消防ポンプを使っていたので、人数が必要であるというところで、定数が変わったりしています。その中で、38年には1分団と2分団が合併した。平成18年に、また分かれた。そういういろいろな改編の経過を含めておりますので、地域の状況を、先ほどの町長答弁でおかれている状況が変わってきているという中で、改編はできないのかなと。今消防団になってくれる人がいないのではなくて、なる人がいない。こういう現状なので、必要なことは非常に十分わかります。自分の地域は自分で守るというのはわかるのですけれども、改編を視野に入れていないのか、なおかつ昨年3月に同僚議員の一般質問の中で、いろいろな消防団状況もうたわれた中で、1年たってもまだ検討しているのか、その辺のところをお聞かせください。

防災安全室長 消防団の再編につきましては、即時的にと言いましょか、今すぐにそういったところを話し合おうというか、検討するというような段階ではないというふうに判断しているのですけれども、こちらにつきましては、時間もかかる案件だというふうに認識しているところから、まずは段階的にそういったところを解消できるような取り組みに入っていきたいというふうに考えて

いるところでございます。一つといたしましては、今回の定例会でも上程させていただく消防団条例の入団要件、こちらに在勤を含めるというようなところも一つの緩和策になるのではないかというふうに考えております。ちなみに分団員としての入団要件というのは、条例上は町に居住する人で、年齢は18歳から50歳というようになっているわけですが、今消防団の分団員の見つけ方というのは、どうしても、地域の中で探すというのが一般的かというふうに考えております。ただ、そこまで細かく条例では規定はしていないところもありますので、具体的に申し上げますと、他分団の管轄にいる町民、住民の人がその管轄外の分団に入るといったような状況もあるわけでございます。そういったところで、分団員を探すというところの認識といたしましては、そういったところも考慮した上で、探していただくとありがたいのかなというふうに考えております。ですから、今回の在勤要件につきましても、地域にそういった事業所がないといったような状況もあろうかと思いますが、例えば現役分団員の人脈等でほかの地域に住んでいる人、それから勤めている人、そういった方を対象に入団をあっせんするというか、勧めてお願いしてみるとか、そういったことも可能ではないかというふうに考えております。そういったところの認識を変えていただきながら、それでもというようなときは、やはり再編等を模索していく必要があるかなというふうに考えています。

以上でございます。

- 1 番 考えている、検証している、検討している。先ほども言ったとおり、昨年3月にも問題提起されているわけです。中には、地元自治会から、相和地区の、1年半前に提言もされている。それのところも踏まえて、もっと迅速な対応をしてほしいという形で。

時間の関係で次に。うちのほうに、今防災安全室長の御答弁の中で、今年度の条例改正、一部改正のところもありますけれども、被雇用者団員、大井町のお勤めをもっていない、団体職員でもないとするような、全国的には73.4%、大井町にも結構あると思いますが、その辺の中で再編もできないということであれば、先ほどの定年延長も含めた中で、逆に近隣の町でやっている機能別団員の登録者制度、機能別の。これは多分OBの活用とか、女性

消防団の活用とか、いろいろ含めていますけれども、その辺のところを検討していくというのはありませんか。

防災安全室長　　まずは、定年に関しましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、事務局といたしましょうか、消防団の事務を持っている防災安全室の中でも、いろいろ話し合いを持たせていただいた中で、やはりいろいろな分団員のなり手不足を解消する手法と言いましょか、対応策をいろいろ考えたのですが、行き詰まるところは定年制というのがあるというようなところが、いろいろなところに支障を及ぼしているような状況がございます。そういったところで、県内とかを見ても、平成30年4月1日現在の状況ですが、定年制を設けていない市町村数、こちらの数が33市町村のうち28というような状況でございます。近隣を見ましても、定年があるのは中井町と大井町ぐらいではないかというふうに考えているところもありまして、まずはそういった定年の延長もしくは廃止、そういったところを検討していく必要は十分あるのではないかというふうに考えておりまして、そういったところをまずは柱として、再編、それを再編と呼ぶのかどうかわかりませんが、そういった対応をしていく必要があるかというふうに考えています。女性消防隊といったような、機能別、そちらについては、どういった役割をもって何の目的につくるのかというところをまずしっかり整理して、検討というか、やる必要があればやっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議　　長　　以上で、1番議員、鈴木磯美君の一般質問を終わります。

続いて、通告4番、8番議員、伊藤奈穂子君。

8　　番　　通告4番、8番議員、伊藤奈穂子です。通告に従い、

- 1、教育環境の整備について、
- 2、子育て支援の充実について、
- 3、終活支援の取組みは、

について質問いたします。まず1項目めの「教育環境の整備について」お伺いいたします。昨年12月、文部科学省はGIGAスクール構想として、学校のICT環境を整備し、多様な子どもたちを誰一人として取り残すことのない公正で、個々にあった学びや創造性を育む学びの実現を目指していくとし